

会員各位

平成 18 年 2 月 2 日

日本刺絡学会

会長 安雲和四郎

1 月 31 日より新聞・テレビ・インターネットニュースなどで「医師資格なく血を抜く 鍼灸院経営者ら 2 容疑者逮捕」などの見出しで報道されております記事についてご心配をかけております。この問題は理事会等で検討し対処してゆくつもりですが、報道について誤解を招きかねない表現が見受けられ、患者さんが不安を持つことが懸念されますので、会長としての見解を記しておきます。

刺絡鍼法は皆様ご理解のように鍼灸治療のひとつであり、はり師に関する法律で規定される業務範囲であります。鍼の特性で血液が出る場合もありますし、病状によっては出血を促進させる措置を取ることもあります。西洋医学で行われている瀉血とは起源も方法も全く異なるものです。また、医療過誤や副作用も非常に少なく安全で有効な方法です。

日本刺絡学会では伝統医療技術の 1 つである刺絡鍼法をより安全に効果的に行えるようその技術を確立し普及することにより国民の健康を守るよう努力いたしております。加えて、専門学校における刺絡教育を積極的に行う運動や、会員に対しては認定制度を設けその資質向上のため努力いたしております。

法律により鍼を行えるのは医師以外では鍼師のみであります。この事を重く受け止め法に定められた事項やその精神を反することなく、国民の健康を守るよう努めることが重要なことであると認識しております。今回の一連の事件と鍼灸師が行っております刺絡鍼法とが混同されることの無いよう関係業界や報道関係者に働きかけを行っております。

今後も安全で効果的な刺絡鍼法を患者治療に応用され国民の健康維持増進に貢献していただきますようお願いいたします。